(表)

## 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 農業委員会 番号 6

	許認可等の内容	特定農地貸付けに関する承認
根拠法令及び条項		特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第3 項
	関係条項	
審査基	基 準 (未設定の場合は その理由)	裏面記載
準		
	参考事項	「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の施行について」(平成元年 9月11日農林水産事務次官通達)
	設定等年月日	平成15年10月1日設定(平成22年10月1日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合は その理由)	総日数27日 (休日は含まない。) 形式審査1日、実質審査11日、現地調査3日、農業委員会総会等付議10日、決裁手続2日、計27日 ただし、次の日数は、処理日数に算入しない。 (ア) 茅ヶ崎市の休日を定める条例(平成元年茅ヶ崎市条例第3号)第1条第1号に規定する市の休日 (イ) 審査のために必要な書類、資料等を追加することになった場合に必要とする日数
	設定等年月日	平成15年10月1日設定(年月日最終変更)

			***
			1. 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律(以下「特定農地貸付け法」という)第3条第1項の承認に当たっては、同法同条第3項各号に該当しているかについて審査する。
			2. 審査に当たっては、特定農地貸付け法第3条第2項各号及び 同法施行規則(平成元年農水令第36号)第1条の事項を審 査の対象とする。
審			3. 特定農地貸付け法第3条第3項各号に該当するかどうかの審査に当たっては、次の基準によるほか、4に掲げる通達を考慮し審査する。 (1) 特定農地貸付け法施行令第1条 10アール未満の農地に係る農地の貸し付けで、相当数のものを対象として定型的な条件で行われるものであること。
查	基	準	<ul> <li>(2) 特定農地貸付け法第2条第2項第2号 営利を目的としない農作物の栽培のように供するため の農地の貸し付けであること。</li> <li>(3) 特定農地貸付け法施行令第2条 5年を超えない農地の貸し付けであること。</li> <li>(4) 特定農地貸付け法施行令第3条 当該農地が所有権以外の権原に基づいて耕作の事業 に供されているものでないこと。</li> </ul>
基			4. 審査に当たって考慮する通達 (1) 平成元年9月11日農林水産事務次官通達「特定農地 貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の施行 について」
準			